

第1回 羽島市職員採用試験 試験案内

(この試験は採用候補者を決定するためのものです)

- ◆申込受付期間 令和7年5月26日(月)～6月27日(金)
- ◆第1次試験日 令和7年7月13日(日)
- ◆試験会場 羽島市役所

注意事項

- 発熱等がある人は、受験を控えていただきますよう、お願いします。
- 試験の日程や会場を変更する場合は、羽島市ホームページのトップページ「職員採用」でお知らせする予定です。

◎試験についての問合せは
羽島市役所 総務部職員課
羽島市竹鼻町55番地(〒501-6292)
TEL (058) 392-1111 内線 2372・2373

1. 試験区分・採用予定人員及び受験資格

次のうちいずれか1つを選んで受験してください。

試験区分	採用予定人員	受 験 資 格
一般事務 A	3人程度	平成10年4月2日以降に生まれた大学卒業以上の学歴を有する人 (令和8年3月卒業見込みを含む)
土木 A	2人程度	平成5年4月2日以降に生まれた高専または大学卒業以上の学歴を有する人で、土木に関する専門課程を修めた人 (令和8年3月卒業見込みを含む)
社会福祉士	若干人	平成5年4月2日以降に生まれた社会福祉士の資格を有する人 (令和7年度中の国家試験で社会福祉士資格を取得見込みの人を含む)
保健師	若干人	平成10年4月2日以降に生まれた保健師の資格を有する人 (令和7年度中の国家試験で保健師資格を取得見込みの人を含む)

※採用予定人員については、変更になる場合があります。試験結果によっては、合格者が採用予定人員を下回ることがあります。

※複数の試験区分を併願することはできません。(日程が異なる試験区分含む)

◎次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 次に掲げる項目のいずれか(地方公務員法第16条に規定する欠格条項)に該当する人
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・羽島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎受験資格等の確認について

受験資格の有無、申込書類記載事項等の真否について確認を行います。

記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

2. 受験手続

- (1) 申込方法

受験申込はオンラインで行います。パソコン等から以下にアクセスし、お申し込みください。

URL <https://logoform.jp/form/z9ND/1037058>

QR コード



(2) 受付期間

申込受付期間は、令和7年5月26日(月)から6月27日(金)までです。

申込期間内に申込データを受信完了したものに限り受け付けます。期間を過ぎて送信した場合は、送信エラーとなりますので、ご注意ください。

なお、期間外は申込フォームへアクセスすることができません。

3. 試験の日時・場所・方法及び合格者発表

(1) 第1次試験

ア 日時及び場所等

日時 …… 令和7年7月13日(日) 午前9時00分から受付開始、9時20分から説明開始
(13時00分終了予定)

場所 …… 羽島市役所 (所在：羽島市竹鼻町55番地)

持ち物 …… 筆記用具、時計(時計機能のみのもの)、飲み物

※受験番号は試験当日にお伝えします。

イ 方 法

試験区分	第1次試験内容
一般事務A、土木A、 社会福祉士、保健師	・基礎能力検査(大学卒業程度) ・事務能力検査 ・適性検査

基礎能力検査……社会で必要とされる基礎的な知的能力及びその応用力、学力を総合的に測定します。(検査時間60分)

事務能力検査……職務を遂行する上で必要な処理能力を、正確さ、迅速さの面から測定します。(検査時間50分)

適性検査……職務の遂行に必要となる適応性を測定します。(検査時間45分)

ウ 第1次試験合格者発表

7月下旬に市役所前の掲示板及び羽島市ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみに結果を郵送で通知します。

(2) 第2次試験

ア 日時及び場所

8月上旬に市役所において行います。なお、詳細は第1次試験合格者への合格通知と合わせてお知らせします。

イ 方 法

試験区分	第2次試験内容
一般事務A、土木A、 社会福祉士、保健師	個別面接、集団討論、作文試験

(3) 最終合格者発表

8月下旬に市役所前の掲示板及び羽島市ホームページに受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者全員に合否の結果を通知します。

4. 合格から採用まで

採用予定時期は、原則として令和8年4月1日です。受験資格に定める資格を取得できない場合は採用されません。また、専門職での採用であっても、一般事務に異動になる場合があります。

5. 給 与

羽島市職員の給与に関する条例、規則で定めるところによります。

(参考) 令和7年4月1日現在の初任給

大学卒 220,000 円 短大卒 204,400 円 (職歴加算、修学調整あり)

期末・勤勉手当(賞与) 年2回 合計4.60月分

上記の他に、通勤手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。